

処分基準（公表用）

様式第 4 号
所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和 2 年佐賀県規則第 6 3 号		
手続名	除害設備の設置又は既設除害設備の変更命令			根拠条項	第 4 4 条第 3 項		
処分 基準	<p>知事は、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、規則第 4 4 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>（以下参考条文） 佐賀県漁業調整規則一部抜粋</p> <p>（有害物質の遺棄漏せつ等の禁止） 第 44 条 海面において水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。 2 内水面において次に掲げる行為をしてはならない。 （1）水産動植物に有害なものを遺棄し、又は漏せつするおそれがあるものを放置すること。 （2）水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある行為であって水産動植物に有害な行為をすること。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次	